

鹿嶋市教育大綱（パターン１）

～鹿嶋市の教育，学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱～

※P. 1～P. 3まではパターン1，パターン2とも同じものとなります。

茨城県 鹿嶋市

1 はじめに

(1) 策定の趣旨

教育大綱は、平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下、「改正地方教育行政法」という。）」第1条の3に規定されるもので、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

このたび、平成28年3月に策定した「鹿嶋市教育大綱」が終期を迎えることにともない、また、近年急激に変化する社会を、すべての市民が心豊かに生き抜いていくには、これまで以上に※人財の育成と教育環境の充実を図ることが必要であることから、教育大綱を改めて策定することとします。

※人財とは、「ひと」がまちづくりの全ての要素の土台であることから、市民一人ひとりを大切に思う気持ちを表し、材をあえて「財=宝」と表記しているもの。

(2) 策定の背景

本市を取り巻く環境ですが、人口減少、少子高齢化が進む中、技術革新（DX）によって経済成長と持続可能性の両立を図る Society5.0 への変革期であるという社会状況、そして、教育分野においても、ICT 機器を活用した新たな学習体制の構築などの急速なデジタル化が進んでいる現状や、地域コミュニティの希薄化、教師の負担増、子どもの貧困といった問題が顕著となっております。

また、本市まちづくりの基本的な姿勢についても社会状況に柔軟に対応すべく、令和4年度に「第四次鹿嶋市総合計画」がスタートすることから、「多様性を理解し共に生きる」「共に学び成長しながら生きる」ひとづくりを基本政策に位置付けることとしております。

(3) 策定の概要

上記を踏まえ、すべての市民が、社会の転換期を乗り越え、自ら未来を切り拓いていく力を身に付けていくには、「教育」の重要性は一層増しており、ひとを育む過程において、教える側も教えられる側も、共に学び、成長していくことが必要であると思っております。

こうした考え方は、これまでも様々な教育活動において実践されてきたところではありますが、今回改めて、大人も子どもも地域も法人や団体も、互いに学び、成長することを「^{きょういく}共育」として位置づけ、本市教育の根底をなすものとして、さらに進めてまいります。

また、「他者を受け入れる」ことを前提としている「共育」は、世界^{きょういく}中で実現に向けた機運が高まっている、持続可能な開発目標（※SDGs）の理念にも通じるものであり、今大綱の基本方針においても、新たに「持続可能な社会の担い手を育む教育の推進」を重点事項として組み込みました。

さらに、これまでも本市が行ってきた、歴史や文化、そして自然環境といった、本市の強みである地域資源や、新たに生まれた「オリンピック^{きょういく}クレガシー」を教育分野に生かしていく活動を、総じて「郷育」と定義し、本市についての理解を深め、誇りと愛着の育みへとつなげる活動をこれまで以上に推進していきます。

そして、本市に住み続けるひとはもちろん、そうでなくても、多様な形で本市に関わるひを増やし、本市が持続可能なまちとして発展し続けていくことを目指します。

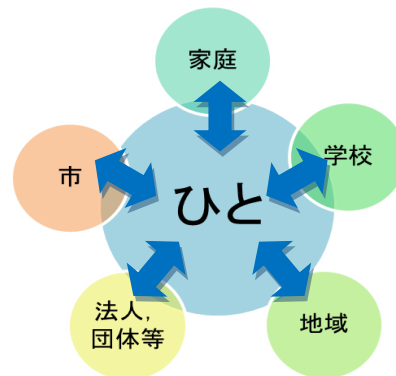
※持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。



共育とは

家庭，学校，地域，行政，法人，団体などの教育・養育・指導を行う側と受ける側が共に学び，成長していくこと。

大人も子どもも共に育ち，すべてのひとが夢と希望を持って，自分らしく輝いていくことを願うものです。



郷育とは

本市が持つ，恵まれた自然や歴史，文化，そしてスポーツなどの地域資源を有効に活用した学習を通して，本市に対する理解を深め，愛着と誇りの育みにつなげていくこと。

本市を愛し，住み続けてくれる「ひと」だけでなく，離れていても，本市の魅力を引き出し，発信してくれるなど，多様な形で本市に関わる「ひと」を育むことを願うものです。

(4) 教育大綱の実施期間

本大綱は、令和4年度から令和8年度までの5年間を実施期間とします。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえ、毎年、総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて適宜見直しを行います。

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
第四次鹿嶋市 総合計画 (R4～R13)	第四次鹿嶋市総合計画 (R4～R13)									
鹿嶋市教育大綱 (R4～R8)	鹿嶋市教育大綱 (R4～R8)									
第Ⅱ期 鹿嶋市教育振興 基本計画 (H28～R7)	第Ⅱ期鹿嶋市教育振興 基本計画(～R7)				第Ⅲ期鹿嶋市教育振興基本計画 (R8～)					

2 本市教育の基本理念

これらを踏まえ、本市教育が目指す基本理念を次のように定めます。

(案) 地域が育て 地域を創り 未来を描く 鹿嶋っ子

3 基本方針

基本理念を実践していく上で4つの方針を以下のとおり定めます。

1 変化する社会を生き抜く力を養う

これからの変化が激しく、常に新しいことに遭遇していく時代に対応していくために必要な能力を開発し、持続可能な社会の創り手としての資質を養います。

- ・ 学びの基礎となる確かな学力（読解力、表現力、数理能力）の習得
- ・ 主体的・対話的で深い学びの推進
- ・ 多様な学びに対応した ICT 教育の活用
- ・ 環境教育、防災教育、外国語教育、キャリア教育の推進
- ・ 小・中学校の段階からの主権者・消費者教育の推進
- ・ ESD の推進（Education for Sustainable Development）

※地球規模の課題を自らの問題として捉え、解決に向けて行動する力を育む「持続可能な担い手を育む教育」

※基本方針1の達成に向けて、その人自身、そして学校が取り組む内容のものを整理しました。

2 人と社会の多様性を尊重する心を育む

持続可能な社会を目指す上で、多様な人と交わり、多様な力を組み合わせながら、新たな価値を創造していく「ひと」を育むため、共に生きる他者、そして社会の多様性を尊重する心を育みます。

また、画一的な価値観にとらわれない広い視野を、家庭や学校、そして地域にも浸透させ、あらゆるひとが他者を受入れる、誰一人取り残さない社会の実現につなげます。

- ・ 多様性を尊重する豊かな心と健やかな体の育成
- ・ 年代や生活スタイルに応じた、多様で主体的な生涯学習活動の促進
- ・ 優れた芸術文化にふれ親しむことのできる機会の創出
- ・ 特別支援教育の充実
- ・ 男女平等教育等の充実
- ・ 国際理解教育の推進

※基本方針2の達成に向けて、その人自身、そして学校、行政が取り組むべき内容のものとして整理しました。

3 本市の強みを知り、鹿嶋らしさを学びに生かす

市が持続可能なまちとして存続していくために必要な、本市を愛し、住み続けてくれる「ひと」、そして、離れていても、本市の魅力を引き出し、発信してくれるなど、愛着と誇りをもって、多様な形で本市に関わる「ひと」を育むため、本市が持つ、恵まれた自然や歴史、文化、そしてスポーツなどの地域資源を有効に活用した学習を推進します。

- ・ 郷土に対する理解を深める郷育の推進
- ・ 本市における有形無形文化財の保全・継承と情報発信
- ・ 幅広い年代が楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進
- ・ 障がいの有無を問わず誰もがスポーツに親しむことのできる環境の整備
- ・ **職場見学・職場体験活動を通して地域産業への理解を深める**

※基本方針3の達成に向けて、学校、行政が取り組むべき内容のものを入れました。

4 家庭・地域・学校・行政・法人、団体等が連携を深める

基本方針1, 2, 3を推進していく体制の充実を図るため、家庭、学校、地域、各法人や団体、そして行政などの教育活動を行うそれぞれの主体の連携を深めます。

それぞれの持つ教育力を最大限に発揮し、「みんなで育て合う」ことで、誰一人取り残さず、それぞれの「ひと」がもつ資質、能力全体に目を向け、その可能性をさらに広げます。

【主に学校運営に係るもの】

- ・ 安全・安心で快適に学べる教育環境の計画的な整備
- ・ 教育センターを核とした教職員研修体制の充実
- ・ 地域の実情に配慮した小中一貫教育の導入や、地域との連携による魅力ある公立学校づくりの推進
- ・ 地域人材を活用した学校外活動の充実
- ・ 学校支援ボランティア制度の推進
- ・ 地域に根差したコミュニティスクールの構築

【それ以外の分野】

- ・ **家庭における学習活動支援と子育てに関する相談機能の充実**
- ・ **学校と公民館を拠点とした、地域活動の機会の拡充と交流の推進**
- ・ 地域の歴史・文化遺産の保存とこれらに親しむ機会の充実
- ・ 体育協会をはじめとするスポーツ関係団体の育成支援及び指導者の育成
- ・ いじめ、不登校、虐待等に対する、行政の教育部門と福祉部門が連携した早期対応と継続性のある支援
- ・ 子どもの貧困問題に対する就学援助の充実

※主体間の連携が必要な取組み、また連携に向けて取り組むべき内容をまとめました。

鹿嶋市教育大綱

令和3年 月

担当：鹿嶋市政策企画部政策秘書課